

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第58号を発行させていただきます。

先月大きな台風が日本列島を通過したことにより日本各地に甚大な被害が発生しました。被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を祈念いたします。

今月は、和歌山県田辺市の実家に帰省した際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、田辺市の扇ヶ浜海水浴場から撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税の軽減税率について その3、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**睡眠について その3** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 消費税の軽減税率について その3

今月も先月に引き続き H31 年 10 月の消費税率 10% への引上げと同時に実施される「軽減税率制度について

取り上げさせていただきます。

今回は、消費税転嫁対策のキホンのご紹介をさせていただきます。世古税理士事務所便り第18・19号にて取り上げさせていただいている内容ですので、詳細につきましては、そちらをご覧くださいいただければと思います。

## 消費税転嫁対策特別措置法とは

平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法)が施行されております。

この法律の内容は、中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買ったときなどにより消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を拒否することなどを禁止すること等を定めた法律となっています。

具体的には、**中小企業等が安心して消費税を転嫁できる特別措置を盛り込んだ法律**となっています。

## 消費税転嫁対策特別措置法の目的

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することです。

大規模小売事業者等の特定事業者(買い手)による消費税の転嫁拒否等を防止します。

## 対象となるのはどのような取引なのか

次ページのような事業者間の取引が対象となります。

特定事業者（買い手）	
大規模小売事業者	大規模小売事業者以外の 法人である事業者 <b>中小企業も対象になる場合 があります</b>



継続的に商品や役務を供給 する事業者（資本金の額等 の大小は関係ありません）	継続的に商品や役務を供給 する事業者 ・資本金の額等が3億円以 下の事業者 ・個人事業者 ・人格のない社団等
特定供給事業者（売り手）	

**\* 特定事業者とは「転嫁拒否等をする側」、「買い手」**

①	大規模小売事業者（売上高 100 億円以上、または店 舗面積 3,000 ㎡以上） 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者 （大手スーパー、コンビニなど）
②	中小企業等と継続して取引している法人 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の事業者 や個人事業者等と継続して商品などの取引をしてい る事業者

**\* 特定供給事業者とは「転嫁拒否などをされる側」、「売  
り手」**

**消費税転嫁対策 4つのポイント**

**ポイント1 減額、買ったとき等は禁止されています**

**・減額、買ったとき**

（例）消費税分を支払わない、支払う段階になって消費  
税分を下げる。

**・商品購入・役務利用または利益提供の要請**

（例）消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対し  
て見返りを要求する。

**・本体価格（税抜価格）での交渉の拒否**

（例）売り手に消費税額を加えた総額のみを記載した見

積書等を提出させる。

**・報復行為**

（例）売り手が公正取引委員会等に買い手による転嫁拒  
否等の事実を知らせたことを理由として、売り手に対し  
て取引数量の削減や取引停止をする。

**ポイント2 「消費税還元セール」といった宣伝や広告  
は禁止されています**

消費税の適正な転嫁に対して消費者の誤認を招く、ある  
いは他の事業者による円滑な転嫁を阻害するような宣  
伝・広告等を是正します。

（例）「消費税は当店が負担しています」、「消費税はサー  
ビス」

**ポイント3 価格表示にあたって本体価格のみの表示が  
認められています**

ただし、原則は総額表示なので、税抜価格であることの  
明示が必要。

（例）〇〇〇円（税別）、〇〇〇円+税

**ポイント4 消費税の転嫁および表示の方法の決定に係  
る共同行為が認められています**

事業者または事業者団体が行う転嫁カルテルおよび表示  
カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独  
占禁止法の適用除外制度を措置。

今回は消費税転嫁対策のご紹介をさせていただきました。

消費税転嫁対策についての詳細は、中小企業庁の HP  
に掲載されております「中小企業・小規模事業者のため  
の消費税転嫁の手引き」、「消費税転嫁万全対策マニユア  
ル」、「損をしない消費税転嫁対策」をご覧ください。

**【参考文献】**

- ・中小企業庁作成リーフレット 「軽減税率対策補助金  
がよくわかる消費税軽減税率まるわかり BOOK」



(写真は、海岸線沿いの国道 42 号線から撮影しました)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 事業承継関連

日経新聞に「大廃業時代の足音 中小「後継未定」127万社」、「中小企業事業承継、1000件超え 支援センター成約 後継者不足で加速」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・東京商工リサーチの調べでは、2016年の中小企業の休業・廃業は2万9583件。約2万1千件だった07年から大幅に増えた。
- ・企業倒産は景気回復で年々減少しており、人口減による休廃業の流れが強まっている。
- ・経済産業省によると、中小経営者で最も多い年齢層は15年時点で65～69歳。平均引退年齢は70歳だ。
- ・25年時点でこのリタイア適齢期を迎える中小経営者が約245万人と、全中小の6割以上に上る。アンケートではその約半数にあたる127万人が後継者未定だった。
- ・経産省の内部試算では黒字廃業を放置すれば25年までの累計で約650万人の雇用と約22兆円に上る国内総生産（GDP）が失われる恐れがある。
- ・早めの引継ぎを促すには、税制や金融、予算の総動員が必要だ。今は親族内で会社を引き継ぐ場合、相続税や贈与税の支払を猶予する制度がある。ただ雇用の8

割以上を維持しないと全額納付を迫られ「使い勝手が悪い」と不評だ。

- ・政府はこうした要件を抜本的に見直す。中小企業がM&A（合併・買収）をする際の税負担も軽くする。政府と銀行などが連携し、承継した経営者の前向きな投資を後押しする低利融資なども充実させる余地が大きい。
- ・中小企業のM&A（合併・買収）などを仲介する「事業引継ぎ支援センター」の成約実績が2012年度から17年度上期までの累計で、1千件を突破した。中小企業では経営者の高齢化が進み、後継者不足が深刻になっている。
- ・経産省は全国の商工会議所などと連携して各地に支援センターを設置。中小企業の外部企業への譲渡、事業の個人への譲渡などを仲介している。
- ・経産省はセンターの成約実績を5年後に「年間2千件」に引き上げる目標を掲げており、達成には程遠い。今後、支援組織の人員やネットワークの拡充や、中小企業のM&Aにかかる税負担の軽減などを検討する。

などと書かれておりました。

＊事業承継を円滑に進めていくためには、色んな施策が必要になりますが、使い勝手のいい施策にしていきたいと強く願います。

#### ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税で起業支援 来春新制度 自治体が上乗せ補助」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・総務省は、ふるさと納税を使って地方の起業家を支援する新制度を始めると発表した。
- ・特産品販売など地域課題の解決につながる事業を始める起業家に寄付し、自治体も同額まで補助金を出して支援を上乗せできる。
- ・寄付者には事業報告や製品の試供品提供などで返礼する。



- ・ふるさと納税は返礼品競争が過熱していたが、地域を支援する本来の目的につなげる。

などと書かれておりました。

\*返礼品をもらう以外にもふるさと納税の使い道が増えるのはいいことだと思います。



(写真は、和歌山県広川町で撮影しました)

#### 4 睡眠について その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も先月に続きまして「睡眠」についてご紹介させていただきます。

#### 眠くならないための食事法6カ条

参考文献には、

- 1 朝食は野菜、果物、たんぱく質を中心に
- 2 昼食は丼物、麺類ではなく定食を
- 3 まず野菜を食べ、炭水化物は最後に
- 4 よくかんで、ゆっくり食べる
- 5 水分をしっかり補給。水と塩がベスト
- 6 カフェイン摂取は眠る3時間前まで

などと書かれておりました。

日中眠くなりにくくするには、血糖値が急激に上昇す

ることを抑えることが重要のようです。それには、米、麺類、パン類などの糖類と炭水化物の摂取量を減らして、食物繊維が豊富な野菜などを食べるのがいいそうです。

時間がないからつついコンビニやスーパーなどでお弁当やカップ麺などを購入して食べてしまうことが多くなってしまっているかもしれませんが、まずはゆっくりと食事をする時間を確保することから始めてみてはいかがでしょうか。

#### 【参考文献】

- ・快眠で差がつく・不眠で死なない 攻める睡眠 守る睡眠 週刊ダイヤモンド 2017/7/1号

#### 5 編集後記

先月友人に手伝ってもらって実家の柿取りをしてきました。その帰りに和歌山県広川町にある 滝原温泉ほたるの湯 に立ち寄って入浴してきました。



和歌山県出身ではありますが、正直最近までこの温泉地については恥ずかしながら知りませんでした。

この温泉施設は、宿泊も日帰り温泉も可能で、ホテルのシーズンには温泉のすぐそばでホテル観賞も出来るようです。

和歌山県には、白浜温泉や勝浦温泉、龍神温泉などの有名な温泉地もございますが、それ以外にも温泉地がございますので、ぜひご訪問していただけたらと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。